

社会福祉法人高野会 費用弁償等支給規程

(目的)

第 1 条 この規程は、役員、評議員及び外部委員等の報酬、日当及び旅費に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 役員とは、社会福祉法人高野会の理事、監事をいう。

(報酬)

第 3 条 役員報酬は、施設会計等で常勤役員に給与として支給する場合の他は、これを支給しない。

(日当)

第 4 条 役員の日当は、理事長の求めにより理事会、委員会等に出席した場合、又は理事会の決議に対し、書面又は電磁的記録により決議に加わった場合について、1 回に 3,000 円を支給する。

ア、第三者委員の日当は、理事長の求めにより委員会等に出席した場合、又は理事会の決議に対し、書面又は電磁的記録により決議に加わった場合について、1 回に 3,000 円を支給する。

イ、評議員及び外部委員の日当は、理事長の求めにより委員会に出席した場合、又は理事会の決議に対し、書面又は電磁的記録により決議に加わった場合について、1 回に 3,000 円を支給する。

(旅費)

第 5 条 役員・評議員及び外部委員等が前条の業務以外の法人の業務のために出張したときは、職員の旅費規程を準用して旅費を支給する。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和元年 6 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日より施行する。

(別表)

1、監事監査及び法人監査（1日） 5,000円

2、施設運営のための研修及び会議（1回につき） 3,000円

3、旅費

鉄道・航空	車賃	日当	宿泊費
	(1kmにつき)	(1日につき)	
実費	20円	2,500円	15,000円